

土木工事事務処理要領

(昭和45年4月1日)

改正 平成 7年7月1日

改正 平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部所管の建設工事に関する事務の適正かつ合理的な執行のため法令及び別に定めがあるもののほか、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 課 山梨県行政組織規則(昭和43年山梨県規則第12号。以下「組織規則」という。)第7条第1項に規則する県土整備部におかれる課のうち工事を所管する課をいう。
- 二 所 組織規則第16条第1項に規定する建設事務所及び特設事務所をいう。
- 三 工事 山梨県建設工事執行規則(昭和44年山梨県規則第20号。以下「執行規則」という。)第2条第1号に規定する工事(受託工事を含む。)をいう。

(箇所調査)

第3条 所長はあらかじめ管内の工事の施工を必要とする箇所を十分調査し、資料(現状写真、地形、地質、長時間にわたる流量、交通量及び経済効果等に関する調査結果をいう。)を整備し、工事計画及び工事費精算に資するものとする。

(箇所要望及び事業計画)

第4条 所長は実施しようとする要望事業箇所に関して、必要な事項を県土整備部長(以下「部長」という。)が指定する期日までに、定める調書により提出しなければならない。

- 2 部長は前項の規定により提出された調書その他各般の資料に基づき緊急度、経済効果他の事業との関係等を考慮して事業計画を策定するとともに予算措置を講じるものとする。
- 3 前項の場合において一般公共事業等国庫補助(負担)事業として実施することを適当と認めるものについては、あらかじめ国土交通大臣に対して、所定の協議をするものとする。

(内定通知等)

第5条 部長は前条の規定による事業計画において事業の施行箇所が内定したものについては、関係事項を明示して、所長に内定通知をするものとする。

- 2 所長は前項の規定による通知を受けたときは、必要に応じ次の事項を処理しなければならない。
 - 一 実施設計図書を作成すること。
 - 二 地元負担金等に関する事項が明示されたときは当該事業の必要負担について関係市

町村と協議すること。

三 用地取得等について土地所有者その他関係人と協議すること。

四 当該工事と併せて市町村等の工事の受託施工することが適当と認めるものについては受託条件等について部長の承認を得て当該市町村と協議すること。

五 当該事業が本庁執行に係るもの、又は、国庫補助（負担）事業については設計図書に關係書類を添えて部長に提出するものとする。

3 部長は、国庫補助（負担）事業に係るものについては補助金等の交付申請の事務処理をするものとする。この場合において一般公共工事については、前項第5号の規定により提出された設計図書の内容を検討し建設大臣に建設協議するものとする。

（補助条件等の通知）

第6条 部長は前条第2項第5号に係る箇所で国土交通大臣と設計協議した際に付された条件又は、指示事項等（別に定める軽微な変更を除く）については所長に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定によって通知を受けた箇所について、すみやかに実施設計図書を作成し部長に提出するものとする。

この場合変更認可の手續を必要とするものについては調整した変更認可設計書を提出するものとする。

（施行通知）

第7条 部長は予算執行上の要請財源確保の状況、国庫補助（負担）事業にあつては補助金等の交付決定その他各般の事情を勘案して事業計画に基づいて事業の施行箇所を決定し、所長に施行通知するとともに所において執行するものについては、予算を令達するものとする。

2 前項の施行通知には、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 事業名
- 二 工事箇所
- 三 事業費及び地元負担金等の額
- 四 予算科目
- 五 設計施工及び補助金交付の条件
- 六 その他当該事業施行上の留意事項

（起工）

第8条 課長は、前条の規定により決定した施行箇所については、起工の事務手續をするものとする。

（指名者の内申等）

第9条 所長は第7条の規定により、通知されたもののうち所において執行するもの以外については（直営による施工を除く。）山梨県建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者の内から工事箇所ごとに指名者を選択し部長に指名内申所（様式第1号）を提出するものとする。

2 部長は前項の規定により提出された内申書を定めるところにより審査のうえ指名人調書（様式第2号）を作成するものとする。

（予定価格等の作成）

第10条 契約担当者は、予定価格及び最低制限価格を知事の指定するものに備えられたファイルに記録するものとする。

(特定財源の確保)

第11条 所長は、第7条第2項第3号の規定による事業費の財源、地元負担金および寄付金等(以下「特定財源」という。)を充てる場合においては、関係者に対し通知し、負担金承諾書又は寄付金申込書の提出を求めるものとする。

2 所長は、前項に規定する負担金承諾書又は、寄付金申込書の提出を受けたときは納入通知書を関係者に送付するものとする。

3 所長は特定財源に充てるべき歳入の収入も概算払により受けている場合事業の施行箇所又は事業費に変更があった場合その他特定財源の歳入を確保する必要がある場合は早期に精算し、収入の確保に努めなければならない。

(委託工事の事前協議)

第12条 所長は、工事の施工を委託する必要があるときは、あらかじめ所要事項について部長と協議し指示を得て処理しなければならない。

(災害の応急工事)

第13条 災害に伴う応急工事については、別に定めるところにより執行するものとする。

2 部長は、応急工事の施行箇所のうち公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受けるものがあると認められるときは、国土交通大臣に対して所定の協議のため事務手続を行うものとする。

(事業の変更)

第14条 所長は、第7条の規定による施行通知において示された事項の内容を変更しようとする事由が生じたとき(別に定める軽微な変更を除く)は、部長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議する事業が国庫補助(負担)事業で補助金等の交付の条件に従い国土交通大臣の承認を受ける必要があるものについては、所長は、変更設計書その他必要な書類を部長に提出しなければならない。

3 部長は第1項の規定により協議のあったときは、第7条第1項の例によりその適否を決定し所長に通知するとともに予算の令達額を変更するものとする。

4 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 所長は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、すみやかに部長に報告し、その指示を受けなければならない。

一 工事を打ち切ろうとするとき。

二 事業を翌年度へ繰越そうとするとき。

三 事業を廃止しようとするとき。

(入札の公告)

第15条 工事の施工にあたり一般競争入札に付するときは、一般競争入札公告を別に定める方法により行うものとする。ただし、掲示による公告は、公衆の見やすいように十分配慮するものとする。

(設計図書等の閲覧等の通知)

第16条 部長は、指名競争入札又は随意契約による場合は、設計図書等の閲覧及び現場

説明の通知（様式第3号）を工事を所管する所長に閲覧設計図書等を添え通知するものとする。

2 所長は、前項に規定する通知を受けたときは契約書（案）、設計図書及び競争入札心得を閲覧に供する。

（見積期間）

第17条 見積期間については建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に留意するものとする。

（入札条件の掲示）

第18条 入札公告は、指名競争入札通知書には、主要な入札条件を示すほか別に定める競争入札心得により入札の条件を示すものとする。

2 前項に規定する競争入札心得は、設計書等の閲覧会場及び入札会場に掲示するものとする。

（入札経過等の掲示）

第19条 入札の経過及び結果は入札点検表（様式第4号）により記録するものとする。

（落札の通知等）

第20条 契約担当課は、入札の結果落札者が決定したときは、落札者に入札結果通知を交付する。

（議会の議決を必要とする契約）

第21条 予定価格が5億円以上の工事の契約については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務の規則」という。）第106条の規定に基づき所定の手続を経なければならない。

（契約書の作成）

第22条 建設工事請負契約を締結しようとするときは、山梨県建設工事請負契約約款に準拠して締結しなければならない。

2 前項に規定する建設工事請負契約を締結する場合は、次の事項に留意するとともに締結しようとする契約内容を請負者に熟知させるよう努めなければならない。

一 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を置くこと。

二 請負者が部分払を請求できる回数の限度は、財務規則第115条第2項の規定による回数以内とすること。

三 予定価格が5億円以上の工事の契約であるときは、山梨県議会の議決を経たとき当該契約が成立する旨の仮契約を締結すること。

（契約書の附属書）

第23条 契約書に定めない事項、契約の変更によることが不適當な事項その他契約の実施細目については、請負者と協議した事項を協定書により行うものとする。ただし、契約の基本的事項の変更又は、契約の効力に重要な影響を及ぼす事項の変更は契約書の変更により約定しなければならない。

（契約台帳の整備等）

第24条 契約担当課長は、競争入札及び随意契約により請負者が決定したときは、直ちに契約台帳（様式第6号）を整理するとともに請負者、工期及び請負代金等について課

長に通知するものとする。

2 課長は、前項の通知により工事台帳を整理するものとする。

3 所長は、第 25 条第 1 項の工事監督通知書により契約台帳（様式第 7 号）を整理するものとする。

（工事の監督）

第 2 5 条 部長は、契約締結後直ちに所長に対し、工事監督通知書（様式第 8 号）に監督設計図書を添え通知するものとする。

2 所長は、前項に規定する工事監督通知書に基づき直ちに監督員を指定し、請負者に通知するものとする。

（工事の変更中止等）

第 2 6 条 所長は、工事内容の変更又は、工事を一時中止する場合は、あらかじめ部長の承認を求めなければならない。

ただし、別に定める軽微な変更及び 3 0 日を超えない工事の一時中止については、この限りでない。

（工事の検査）

第 2 7 条 所長は、工事の検査について自ら又は、職員のうちから検査職員を命ずる場合の除くほか、検査院と監督員を兼ねさせてなならない。

2 検査を行う場合には、監督員は立ち会わなければならない。

（事故等の取扱）

第 2 8 条 所長は、工事の施工に関して、工事目的物及び工事に関係して発生した事故については、直ちにその状況を部長に報告するものとする。

2 所長は前項に規定する事故により請負者又は、第三者に損害を賠償する場合又は費用の負担について支出を要するときは、部長に協議するものとする。

（準用）

第 2 9 条 財務規則第 3 条の規定に基づき所長に委任された工事については、この要領に準じて所長において処理するものとする。

附 則

この改正は、平成 7 年 7 月 1 日から適用する。

この改正は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号

指 名 内 申 書

内申

事 業		工 種	路線・河川・地区	市町村	大 字	字
		()				
工 期	日	工事名				
新規継 続の別		工 事 概 要				
工 費	円		附請負額		工事価格	
	等級	点 数	所 在	法 人 名 ・ 氏 名		備 考
予 定 請 負 者						
上記のとおり内申します。				年	月	日
県土整備部長 殿			所属長		印	
特 記 事 項						

様式第 2 号

指 名 人 調 書

入札・契約 番号	事 業	工 種	路線・河川・地区	市町村	大 字	字
		()				
工 事 名						
指 名 業 者	所 在		記 事			

様式第3号

設計書閲覧等について（通知）

次の工事（委託）は、本庁において入札を執行するので下記指名業者に設計書を閲覧させ現場説明を願います。

設計書閲覧 現場説明	期日	年 月 日	入札保証金 契約保証金	免除 免除・納付	工期
入札期日	年 月 日	前金払			
入札・契約 番号	事業	工種	路線・河川・地区	市町村	大字 字
		()			
工事名					
指名業者	所在	記 事			

様式第5号

入札結果通知書

契約番号	第 号
契約年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日
完成期日	年 月 日
支払条件	前金払 部分払
請負金額	¥ 契約保証金 ¥

注 意

- 1 契約書は、この通知を受けた日から7日以内に提出してください。期限までに提出しないときは、落札は効力を失います。都合によりこの期限を延長したいときは、契約担当者の書面による承諾を必要とします。
- 2 工事請負契約の場合、契約を締結する日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に受けた経営事項審査の結果の写を必ず提出してください。提出しない場合は、契約を締結することができません。
- 3 工事請負契約の場合、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上となります。納付の方法については、現場説明時に配布した「契約の保証の取扱いについて」をご覧ください。
- 4 工事請負契約書を提出する際の「工程表」「現場代理人及び主任技術者通知書（履歴書を含む。）及び「建設業退職金共済組合掛金収納書」を各1部併せて提出してください。
本庁契約のときは、所管の出先事務所へも掛金収納書を除き、各1部を提出してください。
- 5 委託契約書を提出する際は「工程表」及び「業務主任技術者通知書（履歴書を含む。）」を各1部併せて提出してください。
本庁契約のときは、同様に所管の出先事務所へも各1部提出してください。

年 月 日

山梨県県土整備部県土整備総務課

様式第8号

県土総 号 外
平成 年 月 日

県土整備部長

工事（委託）の監督について（通知）

次の工事（委託）は、本庁において契約を締結したので次の事項によって工事（委託）を監督してください。なお、監督員を指定し、請負者に通知してください。

契約番号	事業	工種	路線・河川・地区	市町村	大字	字
		()				
工 事 名						
工事施工方法	別冊設計書のとおり					
契約締結日	平成 年 月 日					
工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日(日)					
請 負 者						
保 証 人						
請 負 金 額				円	前払金額	円
附 記						